

○かほく市議会基本条例

平成25年3月14日

条例第15号

改正 平成29年12月15日条例第1号

目次

前文(理念)

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の活動の原則(第3条—第7条)

第3章 市民と議会の関係(第8条—第10条)

第4章 議会と行政の関係(第11条—第16条)

第5章 委員会の活動(第17条)

第6章 政務活動費(第18条)

第7章 議会の機能向上及び体制の整備(第19条—第23条)

第8章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬(第24条—第26条)

第9章 最高規範性と見直し手続(第27条—第29条)

附則

前文(理念)

かほく市は、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定、自己責任及び自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係及び協働の精神による自主自立のまちづくりが必要不可欠となっている。

かほく市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史と文化、多様な地域資源等の特性を重視し、課題の把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、自由闊達な討議を行い、政策の立案や提言を行う役割を担っている。

また、さらに開かれたかほく市議会を目指し、積極的な情報公開と説明責任を果たさなければならない。

よって、かほく市議会は、市民主権による自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の負託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動の原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、本市のまちづくりを進める中におけるかほく市議会

(以下「議会」という。)の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営の状況を監視し、及び評価するものとする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会の活動の原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を基本に運営しなければならない。
- (2) 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案及び市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互間で議論を尽くさなければならない。
- (3) 議会は、積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たさなければならない。
- (4) 議会は、市政運営の監視及び評価を行わなければならない。
- (5) 議会は、政策の立案及び提言に取り組まなければならない。
- (6) 議会は、市民の多様なニーズを把握し、市政及び議会の運営に反映させなければならない。
- (7) 議会は、市民に開かれ、かつ、分かりやすい運営をしなければならない。

(議員の活動の原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。
- (2) 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表として活動しなければならない。
- (3) 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会において中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案及び提言を行うための調査及び研究を積極的に行うよう努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会を開催することができる。

(議会改革の推進のための組織の設置)

第7条 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を置くことができる。

第3章 市民と議会の関係

(情報及び会議の公開)

第8条 議会は、市民に対し、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、情報の共有を図るとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び常任委員会のほか、すべての会議を原則として公開するものとする。

(市民の参画及び市民との協働)

第9条 議会は、市民との意見交換の場その他の市民参画の機会を設けるとともに、市民との協働を推進するものとする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の意見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願又は陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民であつて申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第10条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うこととする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第11条 議会の審議において議員と市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、次に掲げることを実施することにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員の市長等に対する質疑又は質問は、広く市政の課題に関する論

点又は争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

(閉会中の文書による質問)

第12条 議会は、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

(議会の審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その審議における論点に係る情報を形成し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項が容易かつ明確に理解できる説明資料を作成するよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画及び広域行政との整合性
- (6) 財源の措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明資料の作成の請求)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明資料の作成を市長等に求めることができる。

(政策の立案及び提言)

第15条 議会は、議員提案による条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて政策の立案及び提言を行わなければならない。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) かほく市総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 国内外の地方自治体との姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。

第5章 委員会の活動

第17条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応する

ため、その専門性と特性を活かし適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過及び結果を説明する責任を有するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を積極的に設けるよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

第18条 議員は、かほく市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年かほく市条例第41号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。

- 2 議員は、政務活動費の交付を受けたときは、収支報告書その他関係書類を公開することにより、その使途の透明性を確保しなければならない。

第7章 議会の機能向上及び体制の整備

(議員研修の充実及び強化)

第19条 議会は、議員の政策の立案及び提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等を招き、当該研修会を開催するものとする。
- 3 議員は、資質並びに政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、研修の受講並びに調査及び研究に努めなければならない。

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要があると認めるときは、専門的知見を活用し、かつ、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、その政策立案能力を向上させ、その活動を円滑に、かつ、効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

- 2 議長は、議会事務局の職員の任免を行うとともに、専門的な知識経験を有する職員の任用及び当該職員の専門的能力の養成に努めるものとする。

(議会図書室の設置及び公開)

第23条 議会に、議員の調査及び研究に資するため、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置し、その図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

第8章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、かほく市議会議員政治倫理条例(平成16年かほく市条例第195号)を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員の定数)

第25条 議員の定数は、かほく市議会議員定数条例(平成24年かほく市条例第19号)で定める。

2 議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較のみならず、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第26条 議員の議員報酬は、かほく市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成16年かほく市条例第38号)に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬の改正をしようとするときは、明確な改正理由を付して、議長を通じて市長に提出するものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則、告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第28条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第29条 議会は、定期的に、かつ、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所用の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。